

指定保税地域の追加指定に関する公聴会の開催について

大阪港港頭地区指定保税地域の追加指定について、関税法第37条第3項の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催するので、同法施行令第31条第1項の規定により公告する。

平成31年4月3日

大阪税関長 高木 隆

記

1. 事案

指定保税地域の追加指定

土地の部

名 称 : 夢洲東地区荷さばき地（C12）  
所在地 : 大阪市此花区夢洲東1丁目2-1  
面 積 : 9,450.00 平方メートル  
地 域 : 大阪市此花区夢洲東1丁目にあるC10岸壁の東端の地点から南西に700.00メートル、北西に40.00メートルの地点を起点Aとし、同点から北西の方向へ引いた線上460.00メートルの地点をG点とし、同点から南西の方向へ引いた線上562.88メートルの地点をH点とし、同点から南東の方向へ引いた線上70.00メートルの地点をI点とし、同点から南西の方向へ引いた線上135.00メートルの地点をJ点とし、同点から北西の方向へ引いた線上70.00メートルの地点をK点とし、H点、I点、J点及びK点とを順次結んだ線によって囲まれた土地9,450.00 平方メートル。

2. 公聴会の日時

平成31年4月17日（水）午前10時から午前11時まで

3. 公聴会の場所

大阪税関監視部大会議室

（大阪市港区海岸通2丁目1番4号（大阪税関監視部庁舎4階））